

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) からのパブコメに対するご意見

本ガイドラインの改訂を行うことは、製作現場へのより一層の周知と利活用を推進するためと理解しており、その趣旨に賛同致します。

しかしながら、放送コンテンツを構成するその他の権利者の著作権等の取り扱い(とりわけ実演家の著作隣接権)について憂慮する点がございますので、今後の課題として意見を述べさせていただきます。

さて、当法人では、放送事業者からの申請に基づき、放送コンテンツの二次利用に関し集中管理を実務としているところ、一部の放送コンテンツについては、本来実演家が受け取るべき対価が支払われていないという事実があります。

その原因は、実演家が放送事業者の制作する放送コンテンツに参加を了解した場合は、「放送のみを了解した」と解釈されるのに対し、実演家が製作会社の制作する放送コンテンツに参加を了解した場合は、「放送を含む全ての実演家の権利が働かなくなる」と解釈されていることによるものです。

その結果、同じ放送コンテンツでありながら、製作会社が制作した放送コンテンツは二次利用等に関する追加の対価が支払われないという経済的不均衡を生んでいます。

こうした状況は、製作会社による権利の取得が、現在の商慣習上の、いわゆる「ワンチャンス主義」が適用される放送コンテンツの増大に繋がること懸念され、現状の商慣習のままでは直接的に実演家の権利の滅失に繋がることになりかねません。

そもそも著作権を保有する主体が異なることにより、実演家の権利が左右されることに合理性はないと考えます。

更に、放送事業者の制作する放送コンテンツであっても、「オールライツ」などと称して、出演契約において二次利用に関する全ての権利を追加の対価を支払わずに買い取るような事例が一部に存在します。

こうした行為は、放送事業者と実演家との長年の協議により成立した二次利用時の追加の対価の支払いの仕組みを、放送事業者がその優越的地位を利用してないがしろにする不公正な取引行為であると認識しておりますので、このような取引行為そのものを是正する必要があると思えます。

以上の状況を踏まえ、放送コンテンツにおける取引形態に係る本ガイドラインが定まった現在、今後は放送コンテンツを構成する大きな要素として、制度的な実演家の権利改善と、放送事業者・製作会社との取引関係の検討を求めるものです。